

国税に関するご相談をお考えの方へ

令和7年10月以降

浜松西税務署 と 浜松東税務署 の管内(浜松市・湖西市)
にお住まいの方の面接相談は、『**浜松西税務署**』に集約して実施します。

- ✓ 「**浜松西税務署**」・「**浜松東税務署**」での**所得税**（譲渡所得を含む。）、**消費税**（個人事業者）**及び相続税**（贈与税を含む。）の面接相談を希望する場合は、**浜松東税務署**の管内にお住まいの方を含めて、「**浜松西税務署**」で相談をお受けします。

※ 申告書等の提出や納税証明書の交付請求、納付に関する手続は、所轄の税務署において受け付けます。

- ✓ 面接相談は、事前に予約をいただいた上で、お受けしていますので、所轄の税務署へお問合せください。

※ 浜松西税務署が入居する浜松合同庁舎の共同駐車場は、駐車台数に限りがあります。ご来署の際は、公共交通機関をご利用ください。

【**浜松西税務署**】

【**浜松東税務署**】

053-555-7111(代表) 053-458-1111(代表)

※ 音声ガイダンスに従い、「2」を選択し、税務署の受付担当が応答しますので、税目、ご用件等をお伝えください。

- ✓ 国税に関するご質問やご相談は、国税庁ホームページ「**チャットボット**」や「**タックスアンサー**」が便利です。また、電話でのご相談もご利用いただけます。

1 国税庁ホームページで調べる

- ▶ **チャットボット「ふたば」**
ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと「税務職員ふたば」(AI)がお答えしています。



チャットボット「ふたば」はこちら

- ▶ **タックスアンサー**
タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。



タックスアンサーはこちら

2 電話で相談する

- ✓ 国税に関する一般的なご相談は、国税局に設置する「電話相談センター」において、国税局の職員等がお答えしています。



【**国税相談専用ダイヤル**】

0570-00-5901(ナビダイヤル)

- ※ 受付時間は、8時30分～17時00分(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)



国税相談専用ダイヤルはこちら

- ✓ 国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」で、確定申告書を作成いただけます。

3 スマホ等で確定申告書を作成する

- ✓ 国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」では、金額等を入力するだけで、確定申告書を自動で作成できますので、ぜひ、ご利用ください。
- ✓ 詳しくは、国税庁HP又は裏面をご覧ください。



マイナンバーカードを利用した確定申告の案内はこちら



《参考》国税庁LINE公式アカウントのご案内

- ✓ 国税庁では、「国税庁LINE公式アカウント」を開設しています。
- ✓ 国税庁LINE公式アカウントでは、オンラインを中心とした確定申告の作成、相談及び準備や利用者の方の疑問解決に役立つページへのリンクできるよう配置しています。

国税庁LINE公式アカウント



友だち追加はこちらから！

税務署へご来署される場合は、次の書類等をご準備ください。

1 申告書の作成に必要な主な書類

✓ マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、運転免許証等の身元確認書類とマイナンバーが分かる書類をお持ちください。

✓ マイナンバーカードのパスワード2つ

- ① 署名用電子証明書（パスワード：英数字6～16文字）
- ② 利用者証明用電子証明書（パスワード：数字4桁）

✓ 源泉徴収票など申告書作成に必要な書類

マイナンバーカードのパスワードを忘れた・ロックされたときは

パスワードを忘れた場合やロックされた場合は、次の方法で再設定できます。
① 市区町村役場で初期化・再設定
② コンビニ等のキオスク端末（マルチコピー機）でパスワードを初期化・再設定



電子証明書のパスワードをロック/失念した場合の解除方法はこちら

電子証明書が失効（取得から5年間）している場合は、お住いの市区町村にて手続きを行ってください。

（参考）申告書作成に必要な書類

収入関係書類（該当する書類をご持参ください。）

給与所得	☐ 給与所得の源泉徴収票（申告年分のすべてをお持ちください。）
公的年金等に係る雑所得	☐ 公的年金等の源泉徴収票（申告年分のすべてをお持ちください。）
事業所得・農業所得 不動産所得	☐ 「青色申告決算書」もしくは「収支内訳書」の作成に必要な書類（事前に集計をしてお来場ください。） ⇒ スマホで確定申告書等作成コーナーを利用し作成できます。

マイナポータルと連携すると源泉徴収票などは不要♪

控除関係書類（該当する書類をご持参ください。）

医療費控除	☐ 医療費控除の明細書（記載・集計した上でご持参ください。） ☐ 医療費通知（医療費のお知らせ）（原本）等
寄附金控除（ふるさと納税等）	☐ 寄附した団体などから交付された寄附金の受領証



その他必要書類については、右の二次元コードからご確認ください。

「ご自宅から申告できるe-Tax」のご案内

作成できる申告書等

所得税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書、消費税の申告書、贈与税の申告書

STEP 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます



税務署に行く手間がかかりません。

メンテナンス時間を除き24時間いつでも利用できます。

確定申告



STEP 2 申告書を作成

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます。

STEP 3 申告書を提出

- 国税庁ホームページからe-Taxで送信
- 印刷して郵送等で提出



e-Taxの送信方法は2通り！

【方法1】マイナンバーカード方式

次の2つでe-Tax送信できます。



マイナンバーカード※



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



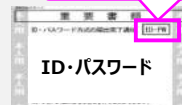
マイナポータルアプリをインストールするだけ！

※ 電子証明書の有効期限切れや住所変更等に伴う失効にご注意ください。

【方法2】ID・パスワード方式

【用意するもの】

- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）



ID・PWが目印

ID・パスワード

※ IDとパスワードは、税務署などで交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されています。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。